結婚新生活支援補助金

新婚世帯の新生活を応援します！

補助額 最大30万円
（夫婦がともに29歳以下なら最大60万円）

申請期間：令和５年７月３日(月)～令和６年３月８日(金)

※予算がなくなり次第終了

対象世帯

- **令和５年３月１日(水)～令和６年３月８日(金)に婚姻した夫婦**
- 婚姻届が受理された時点で、夫婦がともに39歳以下
- 令和４年中の夫婦の合計所得が500万円未満
（貸与型の奨学金を返済している場合は、年間の返済額を差し引いた額を所得とします。）
- 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと
- 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること
- 補助金の交付を受けた日から１年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること

対象経費

住宅の賃借費用
賃料、共益費、礼金、仲介手数料

住宅の取得費用
購入費、建築費

引越し費用
引越し業者、運送業者に払った費用

住宅リフォーム
住宅の修繕、増築、改善費用

令和５年４月１日(土)～令和６年３月８日(金)に支払われた経費が対象

※住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象

詳細は焼津市のHPまで

焼津市 経済部 誘致戦略課（本庁舎６階）
電話：054-626-9411　メール：yuchi@city.yaizu.lg.jp

申請手続きの流れ

申請書類の提出

令和６年３月８日(金)までに次の書類を不備なくそろえて提出してください。

	確認	書類
※①		結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式又は第１号の２様式）
②		婚姻届受理証明書（婚姻届を提出した自治体にて取得）又は 婚姻後の戸籍謄本（本籍地にて取得）
③		住民票（世帯全員の記載があるもの）
④		夫及び妻の令和５年度の課税（所得）証明書（令和５年１月１日時点で住民登録のある自治体にて取得）
⑤		貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
※⑥		住宅手当支給証明書（第２号様式）（給与所得者である場合）
※⑦		購入の場合：住宅の購入又は新築に係る契約書（新規申請世帯のみ） 領収書又は支払いが確認できる書類の写し 賃貸の場合：住宅の賃貸借契約書の写し（新規申請世帯のみ） 賃料等の領収書又は支払いの確認できる書類の写し
⑧		リフォーム費用に係る契約書の写し及び領収書又は支払いが確認できる書類の写し
⑨		転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し (転居費用に係る補助金の交付を申請する場合)

※継続補助申請世帯に該当する方は、「※」の書類を揃えて申請してください。

市から交付決定兼確定通知を発送

焼津市から申請者へ審査の結果を通知します。

請求書の提出

通知を受けとったら、「請求書（第４号様式）」に必要事項を記入して、
焼津市誘致戦略課へご提出ください。

補助金の振込み

内容を確認し、請求された金額を申請者に振り込みます。

焼津市 経済部 誘致戦略課（本庁舎６階）
電話：054-626-9411　メール：yuchi@city.yaizu.lg.jp